

台風の来襲等の場合における職員の労働及び休暇に関する申合せ

平成30年11月28日
校長 裁定

この申合せは、台風の来襲及び気象等に関する特別警報等が発令された場合における職員の労働及び休暇に関して、特段の場合を除き、事故発生防止等のため、次のとおり定めるものである。

- 1 労働時間開始前に暴風警報、暴風特別警報又は大雨特別警報（以下「暴風警報等」という。）が発令された場合
 - (1) 職員は、暴風雨又は集中豪雨等により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、出勤することなく自宅待機とする。
 - (2) 職員は、前号により自宅待機する場合は、原則として所属長等に連絡するものとする。
- 2 労働時間中に暴風警報等が発令された場合
 - (1) 校長は、気象庁の予報、交通機関の運行状況等を参考にして、職員の退庁について決定し、全職員に通知する。
 - (2) 学科長等（機械制御工学科長、電気電子工学科長、情報知能工学科長、化学・生物工学科長、基幹教育科長、事務部長、技術室長をいう。以下同じ。）は、前号の通知について、重ねて当該所属職員へ周知徹底を図るものとする。
- 3 暴風警報等が解除される状態になった場合
自宅待機中の職員は、暴風雨又は集中豪雨等が治まり、出勤できる状態になった場合は、速やかに出勤するものとする。ただし、出勤しても労働時間終了後と予想される場合、又は交通遮断等により出勤することができない場合は、自宅待機とする。
- 4 労働時間開始前に波浪特別警報又は高潮特別警報（以下「波浪特別警報等」とい。）が発令された場合
 - (1) 職員は、高波又は高潮により出勤することが著しく困難であると認められる場合は、出勤することなく自宅待機とする。
 - (2) 職員は、前号により自宅待機する場合は、原則として所属長等に連絡するものとする。
- 5 波浪特別警報等が労働時間中に発令又は解除される状態になった場合は、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 暴風雪特別警報、大雪特別警報、津波特別警報及び地震特別警報が発令又は解除された場合は、本取扱いの各規定を準用するものとする。
- 7 休暇の取扱い
 - (1) 前各項に該当し、勤務しなかった日又は時間については、特別休暇を承認する。た

だし、あらかじめ他の休暇が承認されている場合は、その休暇を特別休暇に変更することは認めないものとする。

- (2) 非常勤職員については、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員の労働時間、休暇等に関する規則第15条（年次有給休暇以外の休暇）に基づき、取扱うものとする。

附 記

この申合せは、平成30年11月28日から施行する。

附 記（令和2年3月30日）

この申合せは、令和2年4月1日から施行する。

附 記（令和7年3月4日一部改正）

この申合せは、令和7年4月1日から施行する。